

書面揭示事項のホームページ（ウェブサイト）掲載

令和6年度診療報酬改定により、施設基準等で定められている保険医療機関の揭示事項について、原則ウェブサイトに掲載することとなりました。

◇当院は中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

厚生労働大臣が定める揭示事項

入院基本料

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料2）（3階病棟 50床）
一般病棟では、1日に15人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・朝9時から夕方5時まで、看護職員1人あたりが受け持つ患者様の人数は8人以内です。
 - ・夕方5時から翌朝9時まで、看護職員1人あたりが受け持つ患者様の人数は17人以内です。
- 地域包括ケア病棟入院料1（4階病棟 36床）
看護職員 13対1
- 回復期リハビリテーション病棟入院料3（5階病棟 36床）
看護職員 15対1 看護補助者 30対1
休日リハビリテーション提供加算
- 選定療養（入院期間が180日を超えた日以降の入院に関わる療養）
一般病棟入院基本料 1日につき2340円

同一傷病で180日を超える入院の場合、入院料の15%が自己負担になります。厚生労働大臣の定める一定の状態にある方（※）は、対象から除外されます。

※「厚生労働大臣の定める一定の状態にある」とは、障害老人の日常生活度（寝たきり度）の判定基準により、重度の肢体不自由者やその他17項目の身体の状態にあると認められた方を言います。

- 入院時食事療養（Ⅰ） 1食につき670円（流動食の経管栄養の場合605円）
標準負担額（患者様の自己負担額）1食につき 510円
（実際には患者様の所得に応じた負担額が設定され、お支払いいただく金額は異なります）
食事は管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

基本診療料

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ■25対1 急性期看護補助体制加算 | ■夜間50対1 急性期看護補助体制加算 |
| ■医師事務作業補助体制加算1 40対1 | ■救急医療管理加算 |
| ■療養環境加算 | ■療養病棟療養環境加算1 |
| ■せん妄ハイリスク患者ケア加算 | ■医療安全対策加算2 |
| ■感染対策向上加算3 | ■病棟薬剤業務実施加算1 |
| ■後発医薬品使用体制加算1 | ■診療録管理体制加算3 |
| ■データ提出加算1 | ■入退院支援加算1 |
| ■精神疾患診療体制加算 | |

特掲診療料

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ■看護職員処遇改善評価料29 | ■薬剤管理指導料 |
| ■ニコチン依存症管理料 | ■二次性骨折予防継続管理加算 |
| ■夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算1 | |
| ■外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | ■入院ベースアップ評価料38 |
| ■在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 | |
| ■CT撮影及びMRI撮影 | ■検体検査管理加算Ⅰ、Ⅱ |
| ■保険医療機関間の連携による病理診断 | ■医療DX推進体制整備加算 |
| ■運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ■脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） |
| ■麻酔管理料（Ⅰ） | ■短期滞在手術等基本料1 |

明細書の発行状況に関する事項

○当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

○また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することに致しました。

○なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出下さい。

施設基準等で定められている掲示事項

医療情報取得加算

当院は、マイナカードによるオンライン資格確認の体制を有しています。

患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

・初診時、再診時(3カ月に1回) 1点

※正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- ・診療報酬のオンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
- ・電子処方箋の発行、電子カルテ共有サービスについては、今後の導入を検討してまいります。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

- 一般名処方加算1 10点 (全部が一般名処方の場合)
- 一般名処方加算2 8点 (一部が一般名処方の場合)

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品:先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品)の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。ご理解賜りますようお願いいたします。

保険外負担に関するもの

文書料等

文書名	金額 (1通につき)	文書名	金額 (1通につき)
普通診断書（会社用等）	2,200 円	交通事故診断書（警察用）	2,200 円
入院証明書（保険会社用）	5,500 円	通院証明書（保険会社用）	3,300 円
領収証明書（領収書を紛失された場合は領収証明書を発行しております。領収書の再発行はいたしません。）			1,100 円
年金にかかわる診断書	7,700 円	身障にかかわる診断書	7,700 円
免許等にかかわる診断書	3,300 円	裁判にかかわる診断書	7,700 円
面談料（1件につき）	11,000 円	意見書	3,300 円
自賠責診断書	5,500 円	自賠責明細書	2,200 円
後遺症診断書	7,700 円	死亡診断書（市役所）	5,500 円
カルテ開示料金	11,000 円	（患者様からの個人的な開示請求については実費相当額をいただきます。）	

入院時利用料

当院では入院時、下記の項目について実費の負担をお願いしています

洗濯機利用料 1回200円 衣類乾燥機利用料 1回100円

テレビレンタル代 1日220円 冷蔵庫 1日110円

なお、衛生材料費等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は認められておらず、当院でも行っていません。

（サポータ類や三角巾等、売店・義肢装具業者からご購入いただく場合はございます。）

特別の療養環境の提供に関する費用

患者様のご希望により特別の病室をご用意しておりますので、ご利用希望の方は窓口にご相談ください。

料金 室料差額 (1日につき)	設備	3階 一般病棟	4階 地域包括ケア病棟	5階 回復期 リハビリテーション病棟
11,000 円 特別個室	個室、浴室、トイレ、テレビ、ロッカー、ミニキッチン、応接セット、椅子、ベッド、床頭台、個人用照明器具		423 号室	523 号室
3,300 円 個室	個室、洗面所、ロッカー、テレビ、椅子、ベッド、床頭台、個人用照明器具	312、313、315～ 318、320、321 号室	413、415～418 420～422 号室	513、515～518 520～522 号室
1,100 円 2 床室	2人部屋、手洗台、ロッカー、テレビ、椅子、ベッド、床頭台、個人用照明器具	-	-	502～507 号室

なお、ご利用される場合はそれぞれの病室につき治療費以外のご負担をいただきます。

医療法人社団 宏仁会
寺岡整形外科病院
病院長 寺岡俊人